

「くまさん安定型最終処分場整備事業に係る計画段階環境配慮書」についての熊本県知事意見

標記配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1) 事業実施想定区域に関係のない情報や誤った記載が多く見られ、事業による周辺環境への影響を判断することが困難である。そのため、方法書においては、事業実施想定区域及びその周辺の状況について、再度、文献調査を実施し、正確な内容で記載すること。
- (2) 地形改変の範囲を必要最小限とすること等を理由に、工事の実施に関する環境影響の検討がなされていないが、地形改変の範囲が示されていないため、重大な影響を及ぼすおそれが少ないと判断するには不十分である。このことから、地形改変の範囲を示すとともに、対象事業に係る工事の実施において、計画段階配慮事項として選定すべき項目がないか、再度検討すること。
- (3) 事業実施想定区域の地形は、山地急斜面、崖および崩壊地に区分される地域であることから、埋立場所の決定や施設（擁壁、堰堤等）の設計に当たっては、自然災害による土砂の流出や法面の崩壊がないよう、地形や地質特性を十分に踏まえ、検討すること。
- (4) 事業を進めるに当たっては、地域住民や関係者に対して、適宜、進捗状況等について説明を行うよう努めること。

[大気環境]

〈大気質〉

- (1) 事業による大気への影響の予測・評価については、既存のデータだけでなく、現地の実態把握が必要であるため、現地でどのような調査を実施するか、具体的に検討すること。
- (2) 事業実施による大気質への影響の予測・評価に当たっては、重機の稼働による排ガスの排出を踏まえた検討を行うこと。

〈臭気等〉

- (1) 処分場から硫化水素が発生・拡散した場合、人体に危険が及ぶ可能性があることから、現地の風向及び風速を測定し、毒性や悪臭の観点から拡散の程度について予測・評価すること。

[水環境]

〈水質等〉

- (1) 処分場から発生する浸透水の水質を調査や計算等により求め、それが河川の水質にどの程度影響するかを予測・評価すること。
- (2) 降雨によって事業実施想定区域から土砂が流出し、河川に影響を及ぼす可能性があることから、沈砂池等の能力について検討を行い、その結果を具体的に示すこと。
- (3) 事業実施想定区域の下流域では農業用水として河川水の利用があり、河口域では青のり養殖やアサリ漁が行われているため、農水産業への影響という観点から水環境に関する調査・予測・評価を行うこと。
- (4) 配慮書では、事業実施想定区域が採石場だった際に設置された調整池及び沈砂池を活用するため、水象及び水質に影響はなく、計画段階配慮事項として選定しないとされているが、現在設置されているのは沈砂池のみであり、前提が成立していない。このことから、水象及び水質を計画段階配慮事項として選定し、調査、予測、評価を行い、方法書に検討結果を示すこと。

〈地下水〉

- (1) 事業実施想定区域である八代市は、熊本県地下水保全条例に基づく指定地域に指定されており、地下水保全上重要な地域であるため、本事業の実施により周辺の地下水位や地下水利用等に重大な支障を及ぼすことがないように、十分な調査及び検討を行うこと。
- (2) 事業予定地の岩盤のルジオン値の測定やボーリング調査による地下水位及び流向の把握により、事業による地下水への影響を予測・評価すること。
- (3) 事業実施想定区域周辺では、地下水が生活用水として利用されており、住民から地下水への影響に対する懸念が示されている。このことから、周辺地域を含め地下水の帯水層の状況等を明らかにする調査を行い、工事の実施及び施設の供用による周辺地域の地下水への影響について予測・評価すること。
- (4) 地下水観測井戸の設置場所、深さ及び本数については、地下水の水位や流向、周辺地域における地下水の利用状況等の調査結果を踏まえて決定すること。

[動物・植物・生態系]

〈生態系〉

- (1) 事業実施想定区域及び周辺には、動植物の重要な種が生息する可能性があるため、必要に応じて学識経験者の意見を踏まえた調査等を計画すること。